
◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第5、議案第53号 松崎町立幼稚園授業料等徴収条例を廃止する等の条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第53号 松崎町立幼稚園授業料等徴収条例を廃止する等の条例についてでございます。

詳細は担当課長より説明いたします。

（教育委員会事務局長 深澤準弥君 提案理由説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2番（鈴木茂孝君） （4）ですね。小学校1年生以上の兄または姉を有するというのですが、これは上限というか、どこまでが上ですか。中学校何年生までなのか、高校生までなのか、大学生までなのかというところなんですけれども。

○教育委員会事務局長（深澤準弥君） 義務教育ということで、うちの方は中学校までとなっております。

○6番（渡辺文彦君） この議案は、基本的には授業料を国が無償化するというので、授業料徴収の規定が必要なくなるということで廃止するのは分かるんですけども、下に通園バスの料金条例の一部改正というのが乗っかってくるわけですね、2条に。

これは本来、別枠の条例になるんじゃないかと思うわけだけど、どうなんだろう。基本的には授業料の条例があるからこの規定が生きてくるんだと思うんだけども、授業料自身の規定を廃止してしまうので、幼稚園通園バスの補助に対する条例は、別途指定するようになるんじゃないかと思うけど、その辺はどうなんだろう。

○教育委員会事務局長（深澤準弥君） この条例が幼稚園の徴収条例に関連していて、バスの方はもともと生活保護世帯につきまして、減額ということになっておりましたものを細かく規定するもので、この一括上程を・・・関連条例ということでさせていただいているものです。

○6番（渡辺文彦君） 今、言われている意味は何となく分かるんだけど、どうしても自分

ではっきり分からないところっていうのは、今、言ったように通園バスの割引をする世帯が今後もあるわけだよね、現状として。それを何とか整合性を保つために条例を直すということだと思うんだけど、基本的には授業料を廃止って中に通園バス徴収条例が入っているとうこと自身が、今度、不合理になるんじゃないかと僕は思うがんだけど、だから幼稚園授業料は廃止は廃止で結構なんだけども、別枠で通園料の減免をするための新たな制定の条例が別個に作られなきゃならないのかってのが僕の考え方なんだけど、それを一括でこの中で捉えることが合理性があるのかどうか、その辺よくわからないんだけど。

○統括課長（高木和彦君） 例え、例ですけども、学校の関係のやつは条例がたくさんあって、その中で料金が変わるとか何とかっていう・・いっぺんに色々な文面が変わるケースってのはよくあるんです。その中で今回は、表題を見ていただきますと、徴収条例を廃止する等の条例ということで、これは関連があるから・・おわかりだとは思いますが、2つとも関連がある条例だものですからこういう形の文面でそろえたということで、1条については徴収条例の廃止ですよ、2条についてはバスについての徴収条例の廃止ですよということで、関連があるから一遍にまとめたものでございます。

○教育委員会事務局長（深澤準弥君） おっしゃるとおり最初は2つを分けてという形で考えていたんですけども、今回、関連する場合に廃止する等の条例ということで、一括上程出来るということがあったものですから、今回あえて1つにさせていただいて、1条については1つの徴収条例を廃止する。続きまして第2条について、細かい減免の部分の条例の改正をさせていただくということも1つにさせていただいたものです。

○6番（渡辺文彦君） 条例の手続き上、それで整合性が保てるというのであれば、僕はそれで納得するわけですけども、この辺がどうかなって疑問があったもんでちょっと伺ったわけですけどね。従来も生活保護世帯なんかの通園料の補助があったと思うんだけども、今後、その数字がまだ出てないんだけども、これは今後確定するってことですか。それは今まで通りの数字でいくってことですか。言ってる意味わかります。現実には補助金が出ているわけでしょう、どこかのある家庭には。その家庭はこの条例が出来ることによってどういうふうに変更するのか確認したいんだけども。

○教育委員会事務局長（深澤準弥君） 今、言った数字の部分ですけど、減額の規定が変わっていないものですから、そこについては今までと同様に減額という形でやらさせていただきます。

○議長（藤井 要君） 他に質疑はありませんか。

質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第53号 松崎町立幼稚園授業料等徴収条例を廃止する等の条例についての件
を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（藤井 要君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。
